

古澤 順正 議員



地域婦人会について

Q 地域婦人会をどのように捉えているのか

A **村長** 村にとって婦人会は頼りであるし、一緒に頑張って頑張っていたきたい。

Q 地域婦人会の組織の立て直しについて

A **教育長** もう一度同じ方向を向くための軌道修正の話し合いを何回か重ねたのちに、再構築に向けしっかりと前を向きながら対処していきたい。

ふるさと納税について

Q 寄付者数、寄付額、使用内容について

A **総務課長** 村の寄付金取扱要綱による取り扱いを行っている。

現在まで30件、440万5000円。

5つの項目の内、特定の事業の桜関係の寄付が主で桜の維持管理等に使用している。

今後、関東・関西、県内にある村人会にこのようなパンフレット等を配布し、寄付をお願いしたい。

Q 固定資産税の納付書を村外に送付している件数は

A **農政課長** 村外へは、1824件送付。

Q 村内に固定資産がある村外在住納税者にふるさと納税制度で南阿蘇村を応援していただく取り組みは出来ないか

村長

A 理解を得るにはまだまだ努力が必要。村内に固定資産をお持ちの皆さん方にも、そういうお願いをというふうなことをしっかりと研究もし、検討もして、貴重な財源となるので、できるだけ努力をしていきたいと考えている。



福祉祭りでのようす

ふるさと納税寄附

「南阿蘇村ふるさと寄付金」のご案内

「ふるさと納税」とは、皆さまから、ふるさとへ贈る寄付金です。ふるさとを離れて生活されている皆さま、「生まれ育った故郷“ゆかりのある地”、思い出の地”、大切な人がお住まいの地”に「寄付金」の形で応援していただきますと、住民税や所得税が軽減される制度です。

◎ご寄付を募集しています。

【提出・連絡先】

〒869-1411 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陰145-3

南阿蘇村役場総務課

TEL 0967-67-1111

FAX 0967-67-2073